

周南市上下水道局工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市上下水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）の透明性の向上を図るため、積算内訳の公表について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 設計金額が130万円を超える工事で競争入札に付するものを対象とする。

(公表内容)

第3条 予定価格の算出に用いた積算内訳を次の各号のとおり公表するものとする。

- (1) 営繕系工事 工事費内訳、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳
- (2) 土木系工事 工事費内訳表、明細表及び施工代価表等を含む全て

(公表の時期及び期間)

第4条 請負契約を締結後、速やかに公表するものとし、公表した日から1年間とする。

(公表の方法)

第5条 周南市入札情報公開システムにおいて、閲覧に供するものとする。

(その他)

第6条 この要領による積算内訳の公表については、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の規定に基づく情報公開請求を排除するものではない。

附 則

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行し、施行の日以後に契約する工事の積算内訳の公表について適用する。ただし、附則第2項は、施行の日以後に公告する入札について適用する。
- 2 周南市上下水道局建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「周南市が」を削り、「周南市工事積算内訳公表要領」を「周

南市上下水道局工事積算内訳公表要領」に改める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。